すまいのひろば

2015年（平成27年）**1月号**

【発行】東京都住宅供給公社　公営住宅管理部
〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山　JKK東京

使用料のお支払いは簡単・便利・確実な口座振替・自動払込みをご利用ください

ゆうちょ銀行（旧郵便局）やその他の銀行等の金融機関の口座をお持ちの方へ

使用料の口座振替・自動払込みの手続きについては、6ページの問い合わせ先を参照して、JKK 東京お客さまセンターにご連絡ください。

「自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行専用）」または「口座振替依頼書（ゆうちょ銀行以外の銀行等の金融機関用）」をお送りしますので、必要事項を記入し、届出印を押印の上、**各金融機関の窓口に提出してください。**

この用紙は公社の窓口センターでもお受け取りいただけます。

口座振替をご利用いただくと、金融機関の窓口にお出かけにならずにお支払いができます！

口座振替日は、毎月1回、原則として「月の末日」です。（末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。）

万が一、引落しができなかった場合は、翌月に納付書をお送りしますので、その納付書を各金融機関の窓口にお持ちになり、お支払いください。

もくじ

1月分の住宅使用料等の納期限（口座振替引落し日）は、2月2日（月）です。
口座振替ご利用の方は、残高不足で引落しができないことがないように、事前に残高の確認をお願いします。

2月末日までに都営住宅の平成27年度の使用料決定通知書をお送りします

２月末日までに、平成 27 年４月からの使用料（家賃）についての通知書（「平成 27 年度収入認定通知書兼使用料決定通知書」等）をお送りします。この使用料は、みなさんから提出された収入報告書等をもとに認定した所得月額に応じて決定しています。

○収入報告書未提出および書類不足の方

収入報告書を提出していない方、提出された収入報告書の添付書類に不足がある方および世帯員の増減に関する手続きがお済みでない方の通知書には、近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料が表示されています。

３月末までに収入報告書未提出や書類不足といった状況が解消されない場合、収入状況にかかわらず、４月から通知書に表示された使用料を負担していただくことになります。

必要な書類を至急そろえて提出してください。

４月以降に書類を提出した場合、収入に応じた使用料の適用は、書類を受領した月の翌月からとなりますので、ご注意ください。

○使用料の減免が平成 27 年２月または３月に終了する方

現在受けている使用料の減免が平成 27 年２月または３月に終了する方の通知書には、**使用料減免申請をしない場合の使用料（近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料）が表示されます。（減免申請の時期によっては、減免後の使用料の表示がされる場合があります。）**

使用料減免申請を行わない場合、**平成 27 年４月から**、通知書に表示した使用料を負担していただくことになりますので、必ず期日までに公社の窓口センターへ使用料減免申請書および必要書類を提出してください。

減免申請をした場合の使用料は、後日「使用料減額免除通知書」等によりお知らせします。

また、審査の結果、使用料減免の基準を超える収入があった場合でも、使用料減免申請の書類を収入報告の書類に転用させていただきますので、締切日までに必ず手続きを行ってください。提出がない場合、４月から近隣の民間賃貸住宅（近傍同種の住宅）の家賃並みの使用料となります。

火災に注意しましょう！
～冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります～

火災原因で多いのは放火と調理中の不注意によるものです！
また、冬になると、暖房器具による火災にも注意が必要です。
ここでは、それぞれの火災原因への対応策をご紹介します。お住まいのみなさん一人ひとりが注意をし、火災を防ぎましょう！

☆放火を防ごう！☆

放火を防止するためには、**廊下、階段等の共用部分には物を置かない、知らない人への声かけを行う**など、放火されない環境づくりが大切です。

☆調理時の火災が増えています☆

近年、「鍋の火のかけっ放し」「天ぷら鍋への飛び火」等、調理時の不注意による火災が増えています。
調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしてください。
外出の際は火の元の確認を必ずしましょう。

☆暖房器具からの火災を防ぐために☆

暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。特に石油ストーブの使用による火災にご注意ください。（15階以上の高層アパートにお住まいの方は、ガスストーブ・石油ストーブの使用は禁止されています！）

暖房器具からの火災を防ぐためには、取扱説明書などをよく読み、器具の正しい使い方を知るとともに、安全に対する知識を深めましょう。

- 石油ストーブに給油するときは、必ず消火する。
- 洗濯物や燃えやすい物の近くで暖房器具を使用しない。
- スプレー缶などを暖房器具の近くに置かない。
- 就寝、外出時は、暖房器具のスイッチを切る。

☆ベランダの使用方法について☆

ベランダに燃えやすいものを置くと延焼し、重大な事故に繋がる可能性がありますのでご注意ください。また、戸境板や、避難ハッチの付近に障害物があると、避難の妨げになるので、物を置かないようにしましょう。

住宅用火災警報器が鳴ったときは…

みなさんがお住まいの住宅に設置されている住宅用火災警報器について、その役割と取扱方法をご案内します。

住宅用火災警報器って何？

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、警報音でお知らせします。火災の早期発見に大変有効です。

もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき◆

火元を確認し、避難してください。119 番通報して、可能であれば初期消火を行ってください。

◆火災ではないとき◆

たばこの煙、調理の湯気や煙などを感知して、警報が鳴ることがあります。警報音停止ボタンを押す（ひもがついているタイプのものは、ひもを引く）か、室内の換気をすると警報音は止まり通常の状態に戻ります。（調理をするときは、換気をしましょう。）

煙の出る殺虫剤などを使用すると、警報が鳴ることがあります。使用時には、ビニール袋で覆うなどし、使用した後は、速やかに元に戻してください。また、物をぶつけるなど、衝撃を与えると警報が鳴ることがありますのでご注意ください。

※なお、一部の住宅に設置されている自動火災報知設備についても、取扱方法は同様です。

※万一、住宅用火災警報器が設置されていない場合は JKK 東京 お客さまセンターへご連絡ください。

ヒートショックを防止しましょう

全国で年間約１７，０００人もの人々が、急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死したと推計されています。

気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。

① 冷え込みやすい脱衣所や浴室、トイレを暖房で暖める（暖房器具を使用する際は、火事や換気にご注意ください）
② 湯沸しの最後の５分をシャワーで給湯する
③ 夕食前・日没前に入浴する
④ 湯温設定４１℃以下にする
⑤ 食事直後や飲酒時の入浴を控える

などが効果的な対策とされています。

すぐにできる結露対策

冬は暖房器具を使うため、室内と室外の温度差が大きくなり、結露しやすい季節です。また､結露により壁に水滴が付くと､カビが発生しやすくなります。ここでは、すぐにできる結露対策をご紹介します。

1　居室

・定期的に窓を開けて換気をしましょう。
・洗濯物を室内に干すのはなるべく控えましょう。
・壁、窓ガラス、玄関ドアなどに水滴が付いたら、こまめに拭き取りましょう。
・家具は壁から３～5㎝離して置きましょう(ただし、地震に備えしっかり固定しましょう。)。

2　押入れ

・こまめに戸を開けて、換気をしましょう(スノコを敷くと、風通しがよくなります。)。

3　浴室

・入浴後は換気をしましょう。
・浴室の扉は閉めましょう(開けておくと、居室に湿気が流れます。)。
・お湯を残す場合は、浴槽にフタをしましょう。

生活ルールを守りましょう

都営住宅は共同住宅であり、日常生活のいろいろなことについて約束事やとりきめがあります。それらを守っていただくことで、団地にお住まいのみなさん一人ひとりが快適な生活を営むことにつながります。

○**ゴミ出しルールを守りましょう**

ゴミは分別して所定の場所に、決められた日に出してください。

○**犬や猫等の飼育はお断りしています**

都営住宅では、犬や猫等の動物の飼育はお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で隣近所に迷惑をかけるほか、体質によっては、感染症やアレルギーなどにかかってしまう場合もあります。

○**世帯員の変更等があったときは、必ず申請しましょう**

都営住宅では、お住まいのみなさんには様々な手続きをお願いしています。

やむを得ない事情等により､親族を同居させる必要がある場合は､窓口センターに申請を行い、東京都の許可を受けなければなりません。

また入院等で１か月以上にわたり住宅を使用しない場合は、必ず窓口センターで手続きを行ってください。

赤羽窓口センターの移転について

赤羽窓口センターを、平成 27 年1月 26 日（月）から以下のとおり、赤羽南ビル５階へ移転します。担当業務内容の変更はありません。

ご理解とご協力をお願いいいたします。

≪移転先≫

〒 115-0044
東京都北区赤羽南 1-9-11
赤羽南ビル　５階

【交通】
JR 線「赤羽」駅
南改札口東徒歩３分

東京メトロ「赤羽岩淵」駅
徒歩９分

新事務所での営業開始日
平成 27 年１月 26 日(月)
午前９時から

☆お問い合わせは、JKK東京 お客さまセンターへ☆

受付時間：９時～18 時（土日・祝日・年末年始は除く）

- 減免等のお手続き、使用料のお支払い
  住まい方のご相談はこちらへ　☎ **0570-03-0071**

- 修繕のお申込み・ご相談はこちらへ
- 漏水等の緊急修繕、事故や火災、居住者の安否にかかわる緊急のご確認などはこちらへ（24 時間 365 日お受けします。）　☎ **0570-03-0072**

一部の IP 電話・PHS 等、上記の番号がご利用できない方はこちらへ ☎ **03-6812-1171**

- 電話番号をお確かめの上、お間違えのないようおかけください。
- お客さまセンターでは、月曜日及び休日の翌日の午前９時から 10 時までの時間帯は電話が混み合いつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。

ホームページのご案内		
	東京都都市整備局	http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/
	東京都住宅供給公社	http://www.to-kousya.or.jp/

JKK東京は、東京都住宅供給公社の略称です。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!